

2018日本史B(久下)授業プリント古代4 飛鳥・白鳳文化

3年 組 番

☆ 7世紀の文化 { (前半) 7世紀前半 推古朝中心 …₁飛鳥文化
 (後半) 7世紀後半～8世紀初 天武・持統朝中心 …₂白鳳文化

白鳳文化 ※白鳳は孝徳朝の年号? 「白雉」の別名?

性格 ①₄₁ 仏教への国家の保護と管理

₄₂ **宮寺** (国家が管理・維持) <例> ₄₃ **大官大寺** (→のちの大安寺)、₄₄ **薬師寺**

₄₅ 寺院・僧侶の国家統制 護国經典の重視 <例> 金光明經

地方でも多くの寺院が建てられる(郡寺)…仏教の普及、火葬も普及→古墳の消滅

② 中国₄₇ **初唐文化**の影響 ←遣唐使・遣隋使…直接交渉の開始

③₄₈ **国際色豊か** …ペルシア(イラン)・インドなどの影響

④ 漢詩文の流行 ←百済遺民の渡来(特に白村江の戦以後) <例> 大友皇子・大津皇子

⑤ 和歌の発達 …古代歌謡から発展 五七調が主 <例> ₄₉ **額田王**・₅₀ **柿本人麻呂**

⑥ 律令国家形成期の清新な文化

建築 ₅₁ **薬師寺東塔** …^{もこし}裳階をつけた三重塔 新築説と移築説あり(白鳳様式を伝える)

「凍れる音楽」の異称 ₅₂ **水煙**の彫刻も有名

仏像 ※アルカイックスマイルや左右対称は消える 丸みと奥行き

<例> ₅₃ **薬師寺金堂薬師三尊像**[金銅]…^{わきじ}脇侍に日光菩薩像[金銅]・^{がっこう}月光菩薩像[金銅]

₅₄ **薬師寺東院堂 聖観音像**[金銅] ₅₅ **法隆寺 夢違観音像**[金銅]

法隆寺阿弥陀三尊像[金銅]…橘夫人(光明皇后の母橘三千代)の念持仏

₅₆ **興福寺仏頭** [金銅]…もとは飛鳥の₅₇ **山田寺**の仏像(薬師如来像)の頭部

1187年興福寺が奪取、1411年に火災にあう

絵画 ₅₈ **法隆寺金堂壁画**…浄土図・飛天図など 1949年に焼損 インドのアジャンター壁画などと類似

₅₉ **高松塚古墳壁画** …1972年に発見 高句麗文化の影響

四神(青竜・朱雀・白虎・玄武)・星宿図・人物図など

₆₀ **キトラ古墳壁画**[奈良]、上淀廃寺跡出土壁画[鳥取]

正誤問題練習 <大学入試センター1995年追試験、1993年追試験、より>

- ① 飛鳥時代には、法隆寺金堂釈迦三尊像の作者と伝えられる鞍作止利などの仏師が活躍した。
- ② 百済から伝えられた仏教は我が国で著しい発展を遂げ、飛鳥文化として花開き、**その中で法隆寺金堂壁画という優れた仏教芸術を生んだ。**



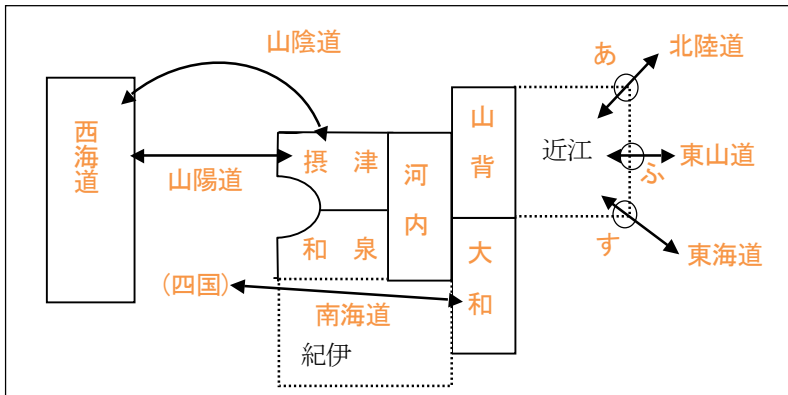
律令の制定 ☆律(1刑罰法)・令(2行政法・民法など) …唐を模範に

3近江令[天智]・4飛鳥浄御原令[天武→持統] …ほとんど現存せず、内容も不十分?
 5大宝律令 …6刑部親王 …7藤原不比等 …ら編纂
 8701年[9文武]制定・翌年施行 一部復元
 10養老 律令 …11藤原不比等ら 内容は大宝律令とほぼ同じ 律の一部・令の大部分が現存
 718年[元正]制定→12757年[孝謙]に13藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14五刑…15答(竹鞭で10~50回)・16杖(杖で60~100回)・17徒(懲役)・18流(流刑)・19死(死刑)
 20八虐 …国家・天皇・尊属に対する罪 有位者にも減刑なし
 謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織(地方) 21五畿七道



○ ☆22三関 { 鈴鹿(東海道) 不破(東山道) 愛発(北陸道) }
 …反朝廷勢力の東国への逃走を防止する (23軍事的役割)
 ※注意・近江は東山道
 ・紀伊は南海道
 ・四国は南海道

☆24駅制…30里(約16km)ごとに25駅家を設置し26駅馬を常備 27駅鈴が必要(28役人のみが利用)

<一般地域> 国→郡→里

29国 …全国に60余 役所を30国衙(国庁)、その所在地を31国府という 32軍団が所属
 ↓ 地方官は33国司で34中央貴族から任命 356年(のち4年)任期
 36郡 …大宝以前は「評」役所を38郡衙(郡家)という
 ↓ 地方官は39郡司で、40地方豪族(旧国造など)から 41世襲・終身
 42里 …一時「郷」と改称 4350戸で編成 地方官は44里長
 ↓ 45郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46房戸(10人程度)

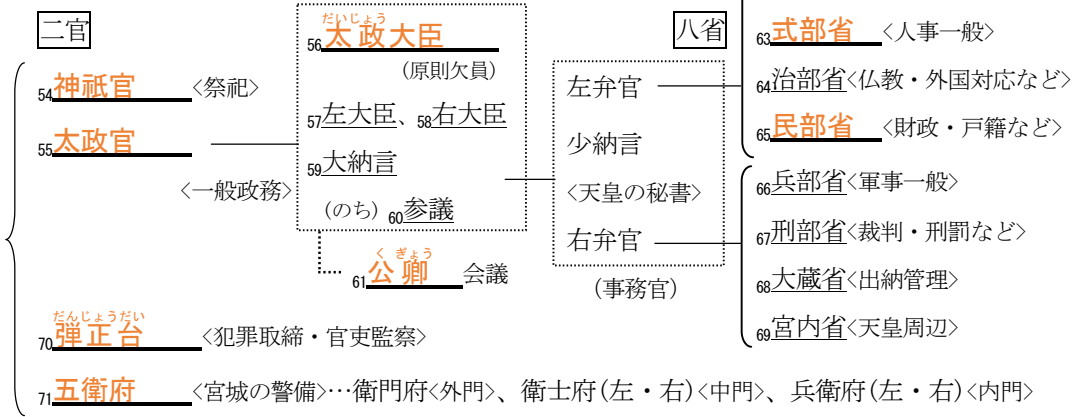
<宮都> (左・右)47京職 …京の民政 48市司(東・西)が所属

<摂津国> 49摂津職 …難波津の管理・外交 摂津国の民政

<九州> 50大宰府 …「51遠の朝廷」九州諸国の統轄 外交・防衛(防人司が所属)

行政組織（中央）

52 **二官八省** (53 二官八省一台五衛府)



官人制度

☆官人の養成…72 **大学** (中央、有位者の子弟)・73 **国学** (地方、郡司の子弟)

74 **四等官** 制…長官(75 **かみ**)・次官(76 **すけ**)・77判官(78 **じょう**)・79主典(80 **さかん**)と下級役人

※文字は官によって異なる

〈例〉 国司…81 **守** (かみ)・82 **介** (すけ)・83 **掾** (じょう)・84 **且** (さかん)
 郡司…85 **大領**・**小領**・**主政**・**主帳** 各省…長官は86 **卿**、次官は輔
 大宰府…長官は87 **帥** (88 **そち**) 次官は89 **大貳**・**少貳**

90 **官位相当** の制…91 **位階** に応じて官職が与えられ、92 **俸禄** = 給与が決まる。

位階：正一位から少初^{そい}位下まで30階級 ※親王は別 ※五位以上が93 **貴族**

〈例〉 左大臣は正二位か従二位、大宰帥^{じゆさんみ}は従三位

俸禄：一般には禄として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、94 **封戸** (95 **位封**・96 **職封**) や97 **位田**・98 **職田**

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- ・ 刑罰…実刑は科されず(八虐を除く)
- ・ 経済面…課役の減免 五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- ・ 99 **蔭位の制** …五位以上の貴族の子や三位以上の孫には、父・祖父の位階に応じて一定の位階が自動的に与えられる

改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲 → 貴族

正誤問題練習 <大学入試センター1994年本試験、1990年追試験、1998年追試験より>

- (1) 律令制の下では、法はすべて**太政官の合議を経ずに、天皇だけで**制定した。
- (2) 全国は、広域行政区域として、京を中心とした畿内と、北陸・南海・西海などの七道に分けられた。
- (3) 国司は**無任期制**であり、中央の貴族が派遣された。

身分制度

- ・ **1 良民** …農民(2公民)および貴族・豪族
- ・ **3 賤民** …奴隸 全人口の1割程度 大寺院・有力豪族などが多数所有 10世紀に廃止
- ・ **4 五色の賤** …(官有) **5 陵戸**・**6 官戸**・**7 公奴婢** (私有) **8 家人**・**9 私奴婢**
- ・ **しなべ ざっこ** 品部・雑戸…朝廷に隷属する技能者 特殊身分 (良と賤の間)

土地制度 ※土地人民は公有が原則 but. 家屋と周囲の土地(宅地・園地)は私有

- 10 班田收授の法**(唐の均田制がモデル)←その台帳として**11 6年**ごとに**12 戸籍**の作成
- ・ **13 口分田** を班給 **14 6年に1度** **15 6歳以上**の**16 男女**に **17 死亡者の分は次の班年**に収公
 - ・ **17 良民男子に2段(反)** (約2400㎡) ※単位: **18 1反=360歩**、**19 10反=1町**
 - ・ **20 女子は男子の3分の2**、**21 賤民は良民の3分の1** (ただし**22 官有賤民は良民に同じ**)
 - ・ **23 条里制** …班田の実施のための土地区画 **24 1町四方を1区画(坪)** ※**25 長さ1町は約108m**
 - ・ **26 売買は禁止** ※ただし班給後の剰余地(**27 乗田**)の**28 賃租**(小作)は可能

田の種類と負担

- 29 租** …**田に課税** 1反につき**30 稲2束2把** (収穫の約**31 3%**)…本来は非常(備蓄)用
- ・ **33 輸租田** …租を収める田 ※単位: **32 1束=10把**
 - ・ **34 位田**(五位以上)、**35 職田**(官職に応じて)の大半、賜田、功田など
 - ・ **36 不輸租田** …租を免除されている田
- 〈例〉 **37 寺田**(寺院の所有地)、**38 神田**(神社の所有地)、職田の一部

正誤問題練習 <大学入試センター1994年本試験、1997年A本試験より>

- (1) **私奴婢**には、良民と同じ面積の口分田が与えられた。
- (2) 調・庸は、口分田を支給された成年の**男女**に賦課された。
- (3) 成年男子は、国司のもとで労役に従う雑徭をつとめた。

農民（公民）の負担 ※古代は流通経済が未発達→財産も税負担も人間＝労働が中心

原則：39 成年男子への人頭税

☆区分 40 正丁 …41 21～60歳 負担の基準

42 老丁（次丁） …61～65歳 43 正丁の2分の1

44 少丁（中男） …17～20歳 45 正丁の4分の1（雑徭・調）又は免除（庸）

A. 中央財源 ☆毎年、46 計帳 を作成…ホクロなど身体的特徴も記載

①47 庸 …48 歳役（労役）10日のかわりに 48 布（麻布） 49 2丈6尺 ※単位：1丈＝10尺

京・畿内は免除（→50 中央の労役に有賃・強制労働…雇役）

②51 調 …絹・糸・綿・布・など、土地の産物を一定量 京・畿内は半免

☆ ①・②・③を総称して課役という

B. 地方財源

③52 雑徭 …国司の下で労役（土木工事など） 年53 60日 以内（次丁30日、少丁15日）

④54 出挙 …春に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収 「55 公出挙」とも

最初は救済制度→税に変化 利息は56 5割（のち3割） ※57 私出挙…利息10割も

C. その他の負担

⑤58 運脚 …庸・調を都まで運搬、経費は自己負担

⑥59 兵士…60 正丁3～4人に1人→諸国の61 軍団で教練（輪番制） 武器・食糧など自己負担 庸・雑徭は免除

→一部は 62 衛士 …京内・宮城の警護（左右衛士府） 1年 64 西国から

65 防人 …北九州沿岸の警護（大宰府の防人司） 3年 66 東国から

⑦67 義倉…凶作に備えて粟を収める

⑧68 仕丁…都での雑役に使役 50戸に正丁2人

<考察>戸籍問題

外孫田部勝等許太利	女秦部羊売	男秦部刀良	男秦部犬麻呂	男秦部羊	男秦部龍	男秦部根麻呂	男秦部鳥麻呂	妻古溝勝伊志売	弟秦部小日	孫女秦部阿由提売	孫女秦部鳥売	孫秦部牛麻呂	女秦部鳥売	男秦部麻呂	妻家部須加代売	戸主秦部長日	豊前国仲津郡丁里戸籍
年一歳	年二十歳	年二歳	年六歳	年八歳	年十一歳	年十六歳	年十八歳	年四十歳	年六十一歳	年六歳	年七歳	年十四歳	年三十二歳	年三十八歳	年六十二歳	年六十三歳	

- (1) この戸に支給される口分田の合計面積を答えよ。なお、1反＝360歩、10反＝1町である。2町6反
- (2) この戸が納めるべき租稲は合計何束何把か答えよ。なお、1束＝10把である。57束2把
- (3) この戸が納めるべき庸布は合計何丈何尺か答えよ。なお、1丈＝10尺である。5丈2反
- (4) この戸が納めるべき雑徭はのべ何日か答えよ。135日